

一般社団法人ワールドスケートジャパン 慶弔規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款第 1 4 章 第 6 2 条により、慶弔規程を定める。

第 2 条 この規程は、本連盟の役員の慶弔・見舞いに関する事項を定めることを目的とする。

[弔慰金関係]

第 3 条 役員の死亡（正副会長・理事・監事・競技委員）については、次のとおりとする。

- 1 正副会長・理事・監事は本連盟（会長名）より、花輪か供花いずれか一つと弔慰金 1 万円とする。
- 2 顧問、参与については、弔慰金 1 万円とする。
- 3 競技委員については弔慰金 1 万円とする。
- 4 加盟団体の役員
（1）所属団体よりの申請により本連盟会長名の弔電とする。

第 4 条 役員の配偶者・実父母・実子の死亡

- 2 正副会長・理事・競技委員・顧問・参与のとき
（1）本連盟（会長名）より、花輪か供花（1 万円）いずれか一つとする。
- 3 加盟団体の役員
（1）本連盟会長名の弔電とする。
- 4 本連盟より、香典の支出はしないことを基本とする。従って、他はすべて個人単位とする。

[見舞金関係]

第 5 条 役員の病気、怪我等による見舞金については、次のとおりとする。

- 2 1 週間以上の入院を対象とする。
（1）公傷によるものの見舞金、2 万円とする。
（2）疾病によるももの見舞金、1 万円とする。

第 6 条 加盟団体および関係者は、この規程に定める該当者が発生したときはすみやかに本連盟事務局まで届出るものとする。

第 7 条 世界選手権大会参加等については傷害保険を義務づけ対処する。

[本規程の変更]

第 8 条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

付 則

1. この規程は平成49年4月1日より施行する。
1. この規程は平成8年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成12年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成21年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成27年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は令和元年9月1日之を改正実施する。